

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 輪之内町役場

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.2%
全職員	66.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	84.8%
本庁課長補佐相当職	91.1%
本庁係長相当職	86.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	64.8%
31～35年	97.8%
26～30年	89.8%
21～25年	84.3%
16～20年	89.3%
11～15年	90.0%
6～10年	86.3%
1～5年	75.4%

【説明欄】

- ・扶養手当について、世帯主の男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は87.3%となっている。
- ・相対的に給与水準の低い会計年度任用職員について、約8割を女性が占めているため、全職員で比較すると男女の給与の差が大きくなっている。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分においては、該当職員がいないため「—」と記載している。
- ・勤続年数別の36年以上の区分の差異は、定年延長による給与の7割措置の対象となった女性職員によるものである。
- ・勤続年数別の1～5年の区分の差異は、中途採用時に初任給を調整した男性職員がいたことによるものである。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。